

中原街道

都市景観形成地区
景観形成方針・基準



川崎市

中原街道における街なみづくり

◆はじめに

中原街道は、江戸と平塚の中原を結び東海道につながる川崎市内の歴史街道の一つです。そのなかでも、丸子から府中街道と交わる小杉十字路までの地区は、将軍家が宿泊のために本陣を構えた地であり、現在も街道沿いに歴史的な建物や社寺が見られ、「小杉御殿町」「小杉陣屋町」という地名の由来にもなっています。地区の南に位置する武蔵小杉駅周辺の景観とは対比をなす、歴史・文化が息づく落ち着いた街なみが見られます。

この地区における街なみづくりは、平成 19 年に地元有志が地域の歴史をテーマとした研究会を結成したことがきっかけでした。街歩きやワークショップなどを重ね、地区の将来のあり方について検討を行ってきました。そうしたなかで、都市計画道路の整備を新たな街なみが創出できる機会と捉え、「川崎市都市景観条例」に基づく「都市景観形成地区」の指定を目指すという方向性が定まり、平成 23 年に当該地区の指定を受けました。その後、同条例に基づく「中原街道景観形成協議会」を設立し、市と協働で具体の景観に関するルールである「景観形成方針・基準」の策定に着手し、地区内関係者の同意を得た上で、平成 25 年 3 月に当該方針・基準を定めました。

これを機に、中原街道の歴史・文化を活かした街なみづくりが広がっていくことを願っています。

中原街道景観形成協議会

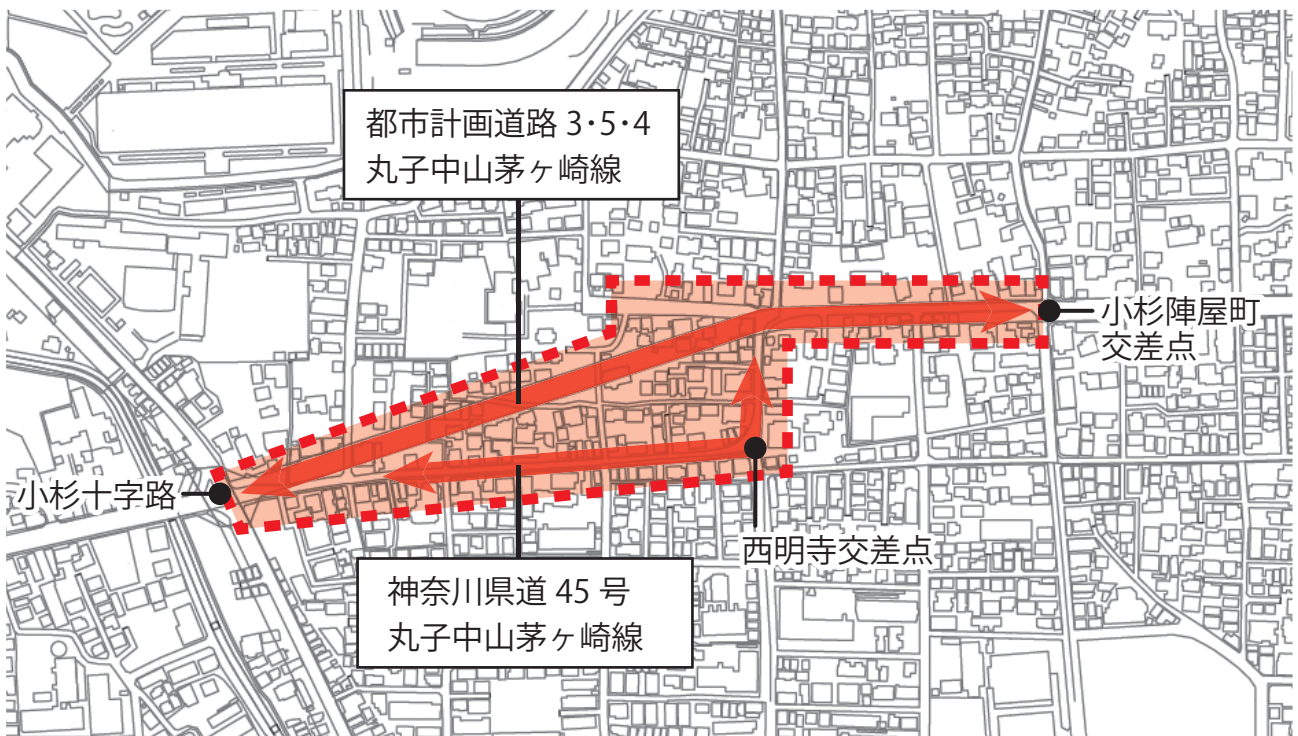
◆もくじ

中原街道都市景観形成地区	… 3 ページ
かつての中原街道の街なみ	… 4 ページ
景観形成方針	… 5 ページ
景観形成基準	… 6 ページ
基準 1：建築物の色彩、素材について	… 8 ページ
基準 2：建築物の形態、意匠及び外構について	… 10 ページ
基準 3：屋外広告物について	… 12 ページ
基準 4：その他の事項について	… 17 ページ
届出の手続き	… 19 ページ

中原街道都市景観形成地区

◆ 地区の範囲

中原街道都市景観形成地区の範囲は、小杉陣屋町交差点から小杉十字路に至る下図の点線の範囲内における道路並びに「神奈川県道 45 号丸子中山茅ヶ崎線 及び 都市計画道路 3・5・4 丸子中山茅ヶ崎線（以下「適用幹線道路」という。）」に接する敷地となります。

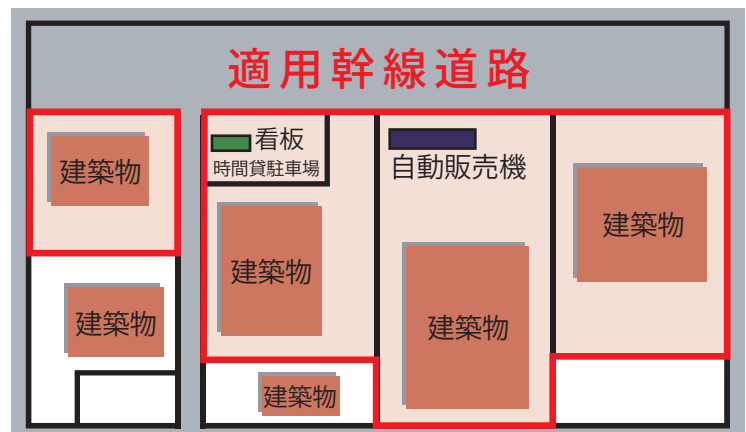


景観形成基準の対象となる私有地

景観形成基準の対象となる私有地は、都市景観形成地区内の適用幹線道路に面している敷地です。

右図の場合、赤線で囲まれた部分が対象範囲となります。

ただし、届出が除外となる行為があります。（19 ページ「届出が除外となる行為」参照）



かつての中原街道の街なみ

◆ 格式高くみどり豊かで賑わいのある街なみ

中原街道は、天正 18 (1590) 年に、徳川家康が初めて江戸に入る際に通った道です。慶長 13 (1608) 年には、二代将軍秀忠がこの地に御殿を建て、鷹狩りなどの際に休憩したと伝えられています。城下町で防御上の工夫として用いられた「カギ」の道が設けられ、背後の多摩川、西明寺や泉沢寺とあわせて御殿の守りが固められていました。

明治から大正時代には、小杉十字路を中心に人々の営みを支えるさまざまな商家が建ち並び、賑わいを誇っていました。昭和初期の写真からは、御殿の区画割を継承した緑が広がる街区と、街道沿いの商家の建ち並ぶ密度の高い街区に分かれていたことが解ります。

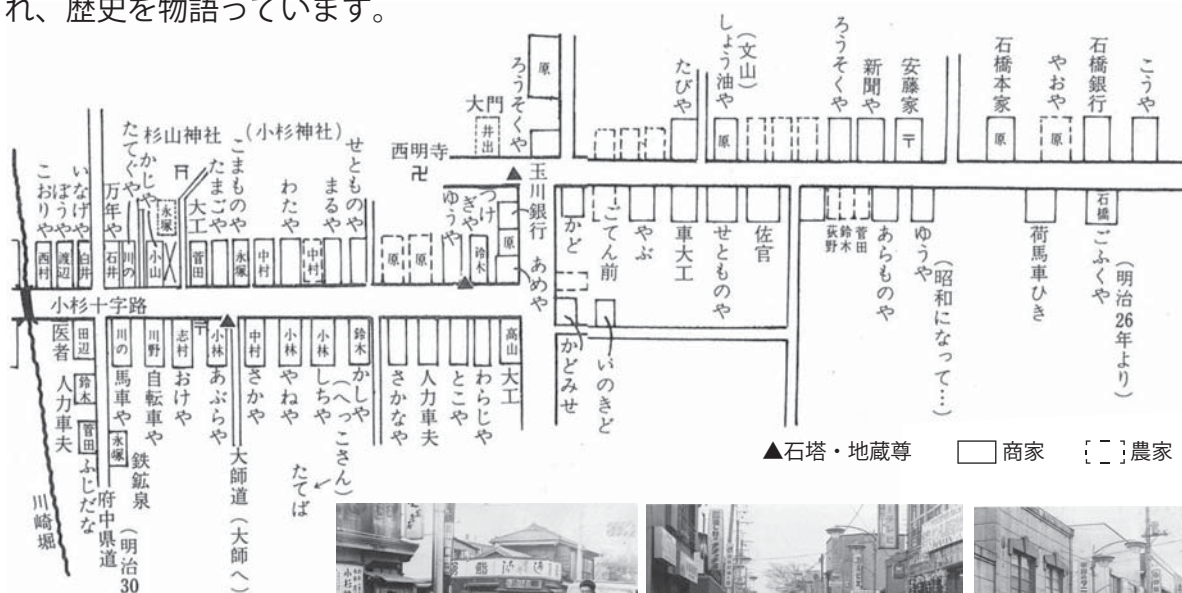
地区周辺は、多摩川や二ヶ領用水とその支流が見られる水景豊かな地でもあります。今も、街道と水路が交わる辻を中心に、石塔などが多く見られ、歴史を物語っています。



宝暦 12 (1762) 年の地割図 出典：川崎歴史ガイド



川崎市撮影の空中写真 (昭和 14 年度撮影)



小杉十字路 (左側が万年屋) (S37)



小杉郵便局前から西明寺方面 (S47)



油屋の庚申塔前から西明寺方面 (S47)

景観形成方針

◆ 街なみづくりの目標

街道を行き交う人々への思いやりがあり、交流が生まれ、歴史や文化を感じられる街なみを創造することを、街なみづくりの目標とします。

人にやさしく、歴史が息づく街なみの創造

◆ 街なみづくりの方針

街なみづくりの目標を実現するために、次の3つの街なみづくりの方針を定めます。

1. 歴史・文化を伝える「風情」がある街なみづくり

地区の歴史や文化などの魅力を活かすとともに、
周辺と調和した街なみづくりを進めていきます。



2. 人にやさしい街なみづくり

中原街道を行き交う人々が、安全に通行し、
緑や開けた道路空間が感じられる街なみづくりを進めます。



3. 「住」と「商」、交流が生まれる街なみづくり

中原街道で住まう人、商う人、訪れる人の交流を生み、
地区を歩いて楽しい街なみづくりを進めます。



景観形成基準

◆ 景観形成基準とは

景観形成基準は、沿道に土地、建築物を所有する皆様、店舗等を経営する皆様が中原街道の良好な街なみを創出していくための具体的なルールです。

- 基準 1: 建築物の色彩、素材について … 8ページ
- 基準 2: 建築物の形態、意匠及び外構について … 10ページ
- 基準 3: 屋外広告物について … 12ページ
- 基準 4: その他の事項について … 17ページ



○屋外広告物を設置する場合は
集約化し、位置や大きさを揃え、
街なみに調和するデザインに

○敷地ごとに、通りから
見える位置にもうけた緑

○歩道と調和する自然素材
などを用いた舗装材

○祠や碑を
活かした街角



○生け垣や自然素材などを用いた塀

○敷地に余裕がある場合は、「和」の風情のある庭園に

○低層部、特にエントランスは自然素材や「和」を感じるデザインに

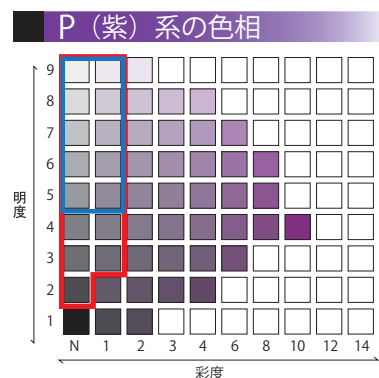
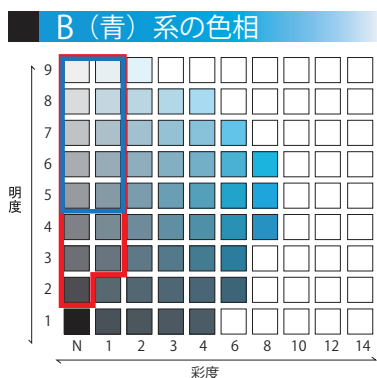
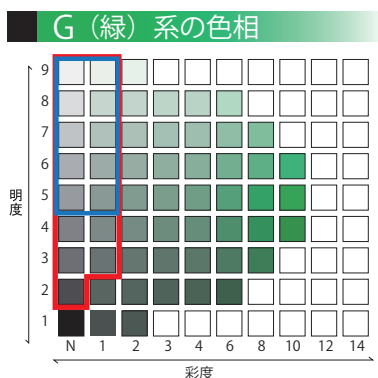
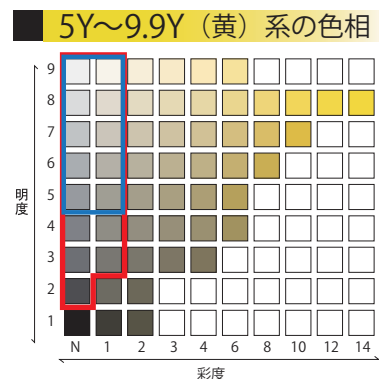
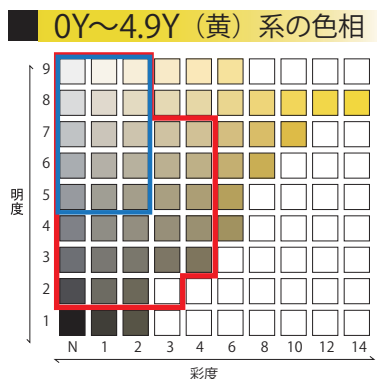
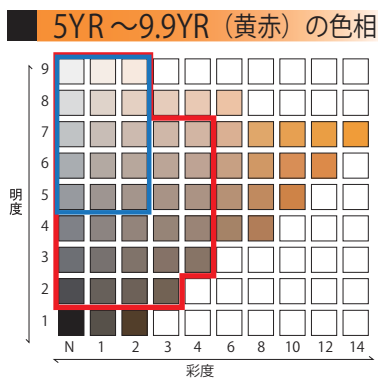
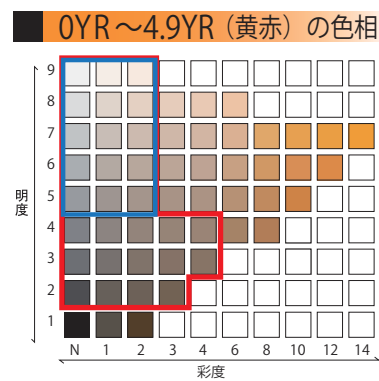
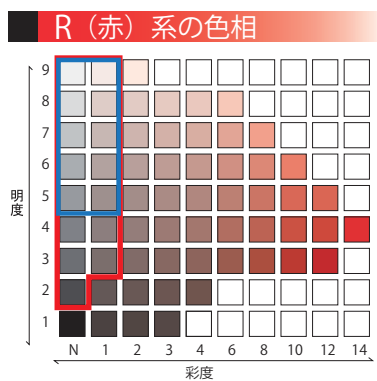
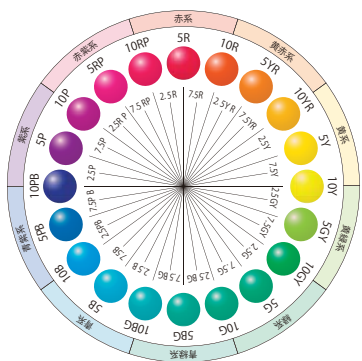
○街道に正面を向けた建築物

基準 1

建築物の色彩、素材について

① 建築物の外壁に使用できる色彩（基調色）は、下記の表に示した範囲とします。

ただし、建築物等の低層部（10m以下の部分）、中高層部（10mを超える部分）のそれぞれの部分において、壁面の20%を超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、色彩の基準を適用しないものとします。



	色相	明度	彩度
中高層部 	0YR ~ 4.9Y	5以上	2以下
	その他の色相	5以上	1以下
低層部 	0YR ~ 4.9YR	5以上	2以下
		3以上5未満	4以下
		2以上3未満	3以下
	5YR ~ 4.9Y	8以上	2以下
		3以上8未満	4以下
	2以上3未満	3以下	
	その他の色相	3以上	1以下
		2以上3未満	0

街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和するものについては、外壁の色彩の基準によらない色彩を使用できるものとします。

- ② 建築物を3階（ただし、1階又は2階の階高が高い場合は2階）程度で低層部と中高層部に区分し、中高層部は低層部よりも明度を高くして、低層部を際立たせることにより、歩く人の目線に立ったスケールの建築物とすることを推奨します。

- 中高層部
 ・4階床レベル超
 ・地上面から10m超
- 低層部
 ・3階屋根レベル以下
 ・地上面から10m以下



店舗・事務所・共同住宅等 戸建住宅

低層部と中高層部に区分を行うイメージ



低層部を色彩によって区分した例

- ③ 建築物の外壁には、木、石、土等の自然素材を積極的に使用することにより、落ち着いた深みのある雰囲気を作ることを推奨します。
- ④ 低層部は、中原街道の歴史的建造物等に見られる「漆喰の白」、「石の灰色」、「土壁の黄土色」、「木の焦げ茶色」、「瓦の鼠色」の中からテーマ色を選定し、基調色とテーマ色を組み合わせることで伝統的な軸組工法を想起させる配色を行うことにより街なみを整えることを推奨します。

テーマ色				
<p>漆喰の白</p> <p>色彩例</p> <p>0Y9/0.5</p>	<p>石(大谷石など)の灰色</p> <p>色彩例</p> <p>0Y7/0.5</p>	<p>土壁の黄土色</p> <p>色彩例</p> <p>0Y7/2 2.5Y8/1.5 2.5Y7/2 0Y6/4 2.5Y7/4</p>	<p>木の焦げ茶色</p> <p>色彩例</p> <p>5YR2/1 5YR3/1</p>	<p>瓦の鼠色</p> <p>色彩例</p> <p>0Y4/0.5 ~ 0Y5/0.5</p>

- ① 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するよう努めます。
- ② 間口の広い建築物は、分節化することにより、長大感を減らすよう配慮します。
- ③ バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁の外枠に組み込む等、一体的なデザインとなるよう努めます。



低層部と中高層部の切り替え



形態による間口の分節化



色彩による間口の分節化



建物の外壁と一体的にデザインされたバルコニー



- ④ 適用幹線道路から視認できる建築物の外観には、軒・庇や伝統工法の軸組をイメージしたフレームの強調及び開口部に格子を用いるなど、「和」を感じさせる意匠を取り入れることを推奨します。



格子等を用いることで「和」を感じさせる住宅



軒・庇を用いることで「和」を感じさせる住宅

- ⑤ 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置又は垣、柵等の囲いの形態に配慮して適用幹線道路から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めます。



屋外設備の修景（住宅）



屋外設備の修景（商業施設）

- ⑥ 適用幹線道路に面して門、塀等の囲いを設ける場合は、漆喰、石、木等の自然素材、格子等の透過性のある素材又は生垣を推奨します。



石を活かした塀



石を活かした塀・門



シンプルな門と庭園風の囲い



生垣と板塀の組み合わせ



透過性のある格子塀



常緑樹による生垣



マンションの生垣



異なる樹種を用いた生垣



生垣と和風の低い塀



店舗の植え込み



瓦を取り入れた塀



現代的な意匠の和風の塀

- ⑦ 店舗（店舗併用住宅を含む）、事業所、共同住宅等の多数の人が利用する用途の建築物は、入り口部分を中心とした1階壁面について、適用幹線道路から一定の後退をし、歩行者の退避空間となるような、ゆとりのあるエントランス空間を確保することを推奨します。



退避空間を設けた店舗



入口に退避空間を設けた共同住宅



- ⑧ 舗装材は、自然素材又は質感のある素材を使用するよう努めます。

- ⑨ 舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮します。



風合いのある石畳



石と砂利の組み合わせ



玉石の活用



玉砂利の洗い出し



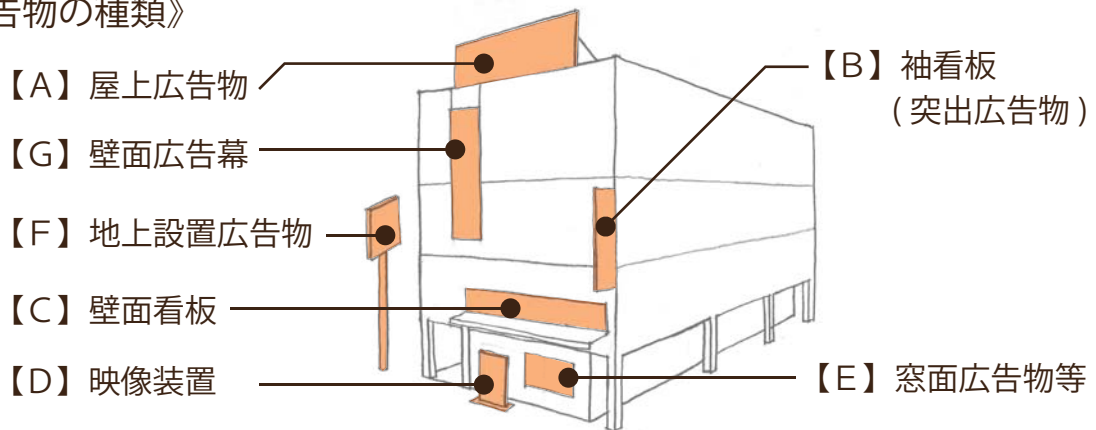
瓦をイメージさせる素材の活用



植栽の組み合わせによるデザイン



《屋外広告物の種類》

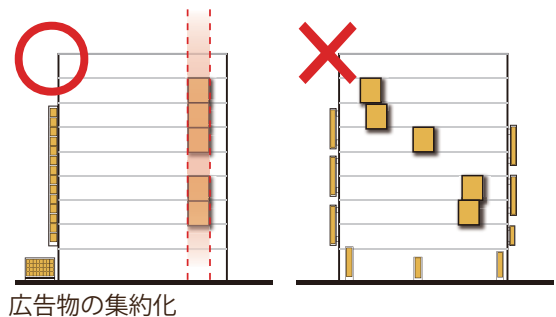


共通基準

① 広告物は、できるだけ集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置とします。

② 自家広告物に限るものとします。

③ 点滅又はネオン管灯を露出する装置類は、使用しないこととします。ただし、ネオン管灯を切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合を除きます。



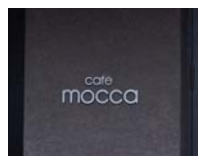
④ 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨します。

⑤ 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気演出するため、色温度 3,000 ケルビン 以下とすることを推奨します。

⑥ 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨します。



躯体に切文字式の看板を設置した例



素材を活かした「地」の上に切文字を配した例



⑦ 色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字、図形の形状及び配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫します。



景観に配慮したナショナルチェーン店の広告物(切文字の例)



(低彩度の例)

広告物の色彩（共通基準）

① 広告物の色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとします。

② 明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、使用する色彩を2色以内とするよう努めます。（右図①参照）

③ 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨します。（右図②参照）

やむを得ず上記を超える場合は、下記の表の範囲内とし、文字の部分の色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めます。

①

NAKAHARA

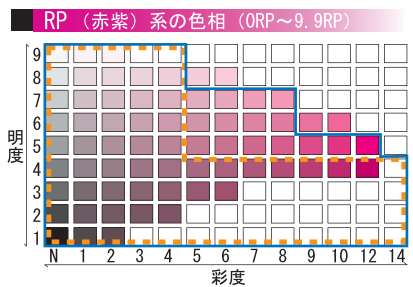
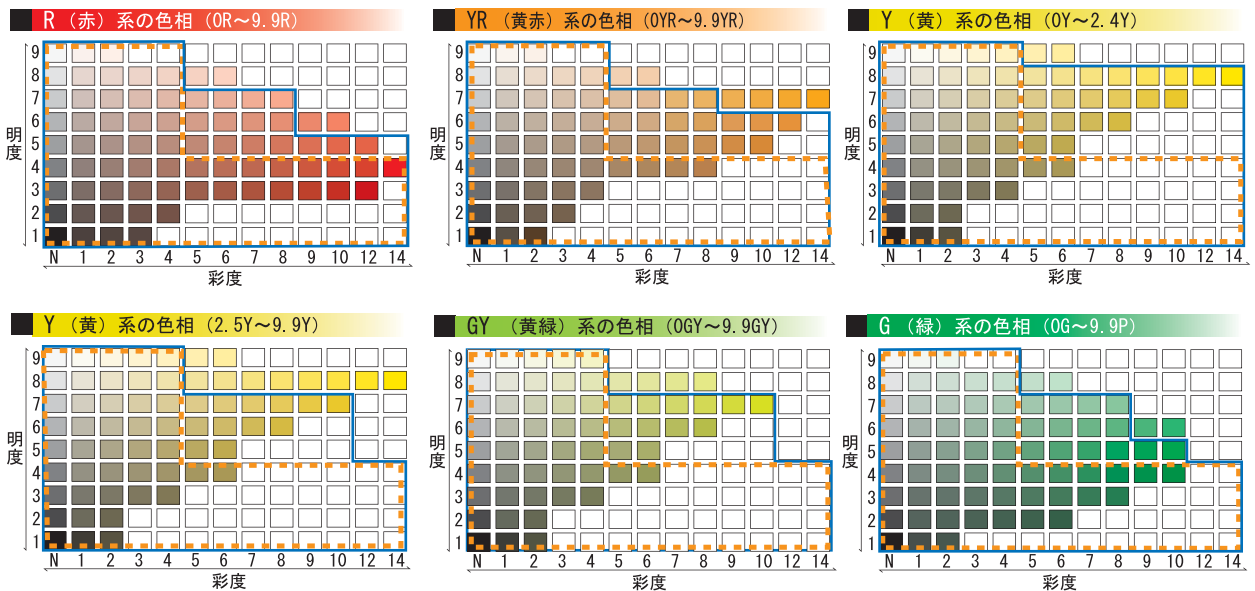
色数：2色
「地」の色彩：5PB 4/4
文字の色彩：N9

②

NAKAHARA

色数：3色
「地」の色彩：5R 2/4
N9
文字の色彩：N9
10B 2/6

音楽のまち・かわさき



 「地」の推奨範囲
 「地」の努力範囲

色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	5以下	14以下
	7以下	8以下
OYR ~ 9.9YR	6以下	14以下
	7以下	8以下
0Y ~ 2.4Y	8以下	14以下
2.5Y ~ 9.9Y	7以下	10以下
0GY ~ 9.9GY	7以下	10以下
	7以下	8以下
0G ~ 9.9P	5以下	10以下
	7以下	8以下
ORP ~ 9.9RP	5以下	12以下
	7以下	8以下

※色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなす。

※アクセントとして小さい面積（文字面積の15%以下、又は文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告面積の15%以下）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しない。

広告物の文字（共通基準）

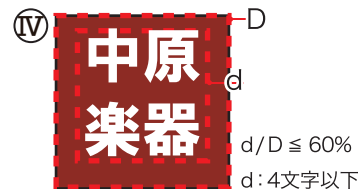
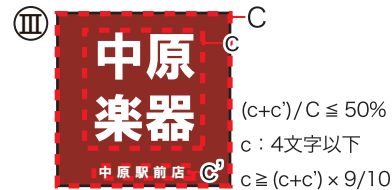
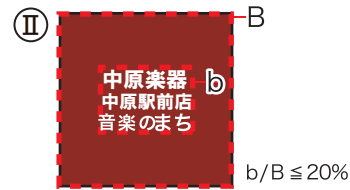
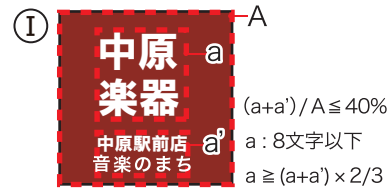
① 文字面積は 40%以下とするとともに、原則として、文字面積の 2/3 以上の部分を 8 文字（※）以下の単一の文節で構成するよう努めます（右図①参照）。

(1) ただし、広告物の文字面積を 20%以下とした場合は除きます。（右図②参照）

(2) 文字面積の 9/10 以上の部分を 4 文字（※）以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、文字面積を 50%まで拡大できます。（右図③参照）

(3) 文字数を 4 文字（※）以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、文字面積を 60%まで拡大できます。（右図④参照）

（※）アルファベット等の音素文字等の場合は、文字数の算出を行う際に、文字数に1/2を乗じて計算できる。



【A】屋上広告物の基準

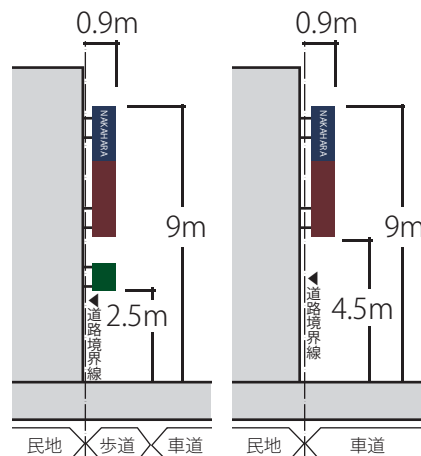
① 屋上広告物は、設置しないものとします。



【B】袖看板の基準

① 下端の高さは、車道に面する場合は地上面から 4.5m 以上、歩道に面する場合は地上面から 2.5m 以上とし、上端の高さは、地上面から 9m 以下、出幅は、0.9m 以下とします。

② 1 店舗あたり 1 箇所までの設置を推奨します。やむを得ず複数設置する場合は、集約化するよう努めます。



歩道に面した袖看板の場合

車道に面した袖看板の場合

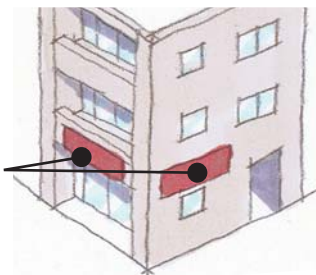


袖看板の例

【C】壁面看板の基準

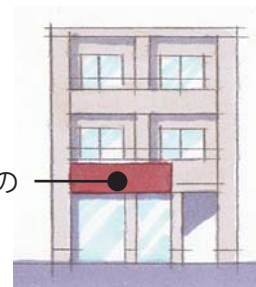
- ① 店舗名を表示する壁面看板については、原則として、1壁面あたり、1店舗1箇所までの設置とします。
- ② 低層部に設置する場合は、設置する低層部の壁面面積の10%以下とします。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合を除きます。
- ③ 中高層部に設置する場合は、設置する中高層部の壁面面積の5%以下とします。

1壁面あたり
1店舗1箇所
※角地の場合



店舗名を表示する壁面看板の設置数

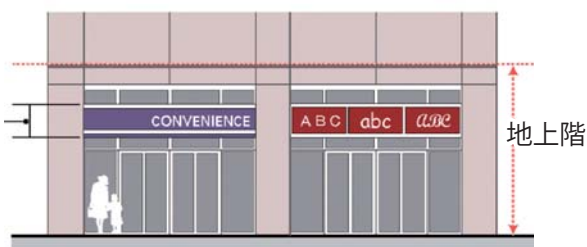
低層部の見附面積の
10%以下



壁面看板の低層部における設置量

- ④ 1点につき縦2m以下、横5m以下とします。ただし、地上階の開口部の上部に設置する壁面看板で、縦の長さを1m以下とした場合は、横の長さが5mを超える物を設置できます。

1m
以下



横の長さが5mを超える壁面看板の例

- ⑤ 複数の壁面看板を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとします。
- ⑥ 切文字の場合を除き、3階以上の部分への設置を避けることを推奨します。
- ⑦ 壁面看板に木製の看板を用いるなど、「和」の風情を感じさせる工夫を推奨します。



和を感じる木製看板
①



和を感じる木製
看板②



アルファベットが
書かれた木製看板



建築物躯体に彫り
込んだ例



テーマ色を活かした
コンパクトな看板

【D】映像装置の基準

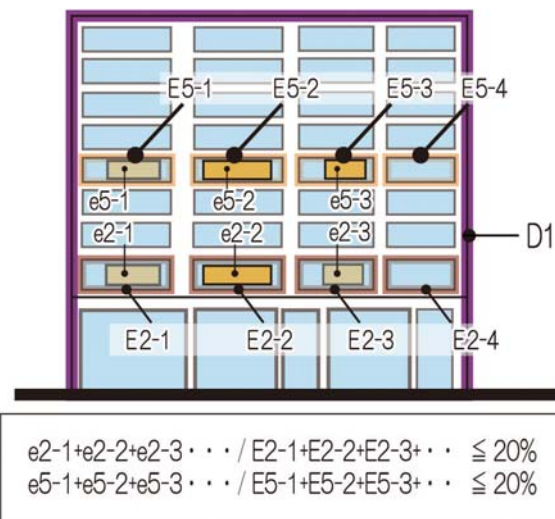
- ① 1階のみの設置とし、1壁面（当該壁面が複数の店舗に使用されている場合には、1の店舗）あたり1箇所とします。
- ② 1壁面当たり1㎡以下とします。



1壁面あたり1㎡以下

【E】窓面広告物等の基準

- ① 窓面広告物又は窓裏広告物（窓面広告物等）は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨します。
- ② 複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一することを推奨します。
- ③ 2階以上の階に窓面広告物等を設置する場合は、各階のガラス面の見付面積の20%以下とすることを推奨します。



窓面広告物等は各階のガラス面の見付面積の20%以下

【F】地上設置広告物の基準

- ① 大きさは、縦2.5m以下、横2m以下とし、表示面積の合計は、10㎡以下とします。
- ② 敷地入り口付近に設置する建築物の名称等を表示する地上設置広告物は、縦4m以下、横1.5m以下とし、表示面積の合計は12㎡以下とします。
- ③ 主要な入口1箇所につき原則として1箇所とします。やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化し、大きさ及び位置を揃えるよう努めます。



地上設置広告物の例

【G】壁面広告幕の基準

- ① 壁面広告幕は、原則として設置しないものとします。ただし、やむを得ず設置する場合は、周辺の景観に配慮した大きさ及び色彩とし、設置期間を6か月以内とします。

《屋外広告物の基準についての適用除外》

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、広告物の基準を適用しないものとします。また、地区外の建築物等に表示又は設置された広告物で、地区内に突出するものについては、当該基準を適用しないものとします。

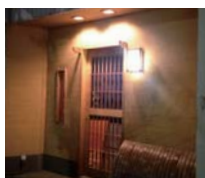
- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- (4) 公職選挙法による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1㎡以下の場合
- (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (8) その他市長が認める場合

屋外照明の基準

- ① 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する物は使用しないものとします。
- ② 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認される物は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度 3,000 ケルビン以下）を推奨します。
- ③ 光源の眩しさを考慮し、できるだけ光源が見えないよう努めます。
- ④ 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するため、効果的に設置することを推奨します。



暖かみのある屋外照明（店舗）



暖かみのある屋外照明（住宅）



光源が目立たない屋外照明

緑化の基準

- ① 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めます。
- ② 通りから見える位置に、1 敷地につき 1 箇所、緑を配置することを推奨します。
- ③ 通りに面してゆとりのある敷地の場合、庭園風の設えにするなど、風情ある街なみとなるような工夫をすることを推奨します。



鉢などによる緑の演出



ベランダの緑化



道路境界の緑化



庭園風の設え



開放的な住宅の緑



店舗前の緑を活かした設え

日除け・テント類の基準

- ① 日除け・テント類の地の色彩は、明度 4 以下、かつ、彩度 8 以下とすることを推奨します。



日除けの例



連続性をもたせた例

自動販売機の基準

- ① 色彩は、建築物の基調色と調和するよう配慮し、「和」の意匠を意識したデザインを推奨します。
- ② 自動販売機は可能な限り建築物の中に組み込み、通りに面して設置する場合は、歩行者の妨げにならないように、道路境界線より50cm以上後退させることを推奨します。



テーマ色を地色にした自動販売機

公共空間の設えの基準

- ① 公共空間における舗装等の色彩は9ページのテーマ色に合わせたものとするを推奨します。
- ② 歩行者空間となる場には、可能な限り緑を配置するとともに、地域の歴史及び文化を想起させる設えを行うことを推奨します。



街なみを引き立てる舗装やストリートファニチャー



通りの線形を際立たせる街路樹の配置



民地と調和させた道路のデザイン

歴史及び文化の発信及び継承

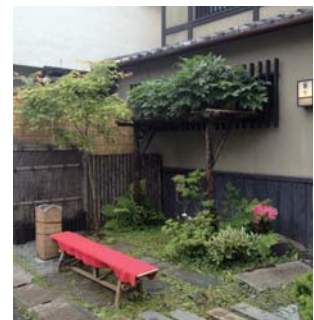
- ① 周辺に残る祠、碑等の歴史・文化遺産に配慮し、本基準における「和」の風情を感じさせる工夫を、1つの建築物あたり1つ以上行うことを推奨します。



和の意匠を取り入れた店舗などのエントランス



和を感じる民具を活かした空間づくり



のれんの設置①



のれんの設置②



店頭幕の設置



和風看板・照明の設置

届出の手続き

◆ 届出が必要となる行為

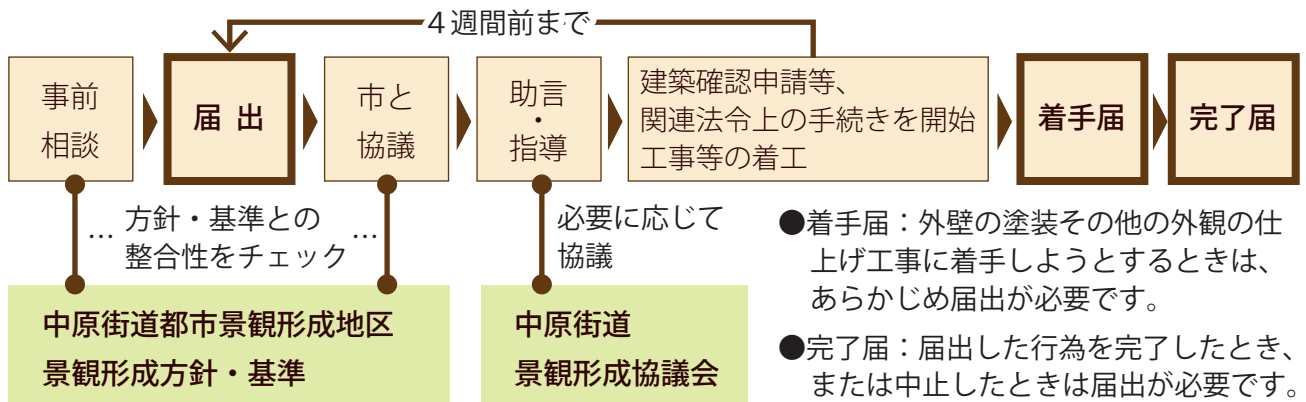
- 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更（高さ5m以下かつ面積が10㎡以下のものは除く）
- 広告物の表示若しくは広告物を掲出する工作物の設置、又は広告物若しくは広告物を掲出する工作物の変更若しくは改造
- 舗装、植栽その他土地の整備（行為に係わる部分の面積が10㎡以下のものは除く）
- その他都市景観の形成に影響を及ぼすと市長が認める行為

◆ 届出が除外となる行為

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 建築物の裏側や建築物の内部など、都市景観形成地区の適用幹線道路から眺望できない部分について行われる行為
- その他都市景観の形成に影響を及ぼさない行為

◆ 届出の手順

「届出が必要となる行為」を行おうとする事業主は、建築基準法、屋外広告物法等の法令上の手続きの4週間前（他の法令上の手続きを必要としないものは工事の4週間前）までに、市に届出が必要になります。



※景観形成方針に合致し、かつ優れたデザインとして認められたものについては、本基準によらず、弾力的な運用を行うことができます。

◆ 既存のものへの基準の適用について

- 届出を開始する日（平成25年●月●日）に既に存する建築物、工作物、広告物などで基準に適合しないもの（既存不適格物件）については、現存する状況のままで存置する限り、都市景観条例上の是正義務は発生しません。
- 既存不適格物件を含む敷地内において新たに別の行為を行う場合については、原則として新たに行う行為が基準通りであれば、その他の既存不適格物件の是正義務は生じないものとします。
- 既存不適格物件の部分的な変更は、基準が満たされている具体的な計画（改善計画）に基づいて行うものとします。

平成 23 年 2 月 7 日
都市景観形成地区指定の告示

平成 25 年 3 月 25 日
都市景観形成地区の方針・基準の告示

平成 25 年 4 月 25 日
都市景観形成地区の方針・基準の施行



川崎市

まちづくり局計画部 景観・まちづくり支援課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
Tel.044-200-2707
Fax.044-200-0984

e-mail 50keikan@city.kawasaki.jp

平成 25 年 4 月 発行

